

平成23年(お)第6号 再審請求事件

東京高等裁判所 第4刑事部 御中

証 拠 開 示 命 令 申 立 書

平成24年 2 月 2 日

請 求 人

上記請求人の電車転覆致死等被告事件に対する再審請求事件について、弁護人らは
証拠開示命令を申立てる。

請求人弁護人

弁護士 高見澤 昭 治

同 米 倉 勉

同 中 村 忠 史

同 野 嶋 真 人

同 佃 克 彦

請求の趣旨

検察官は、別紙目録記載の各証拠について弁護人らに開示せよとの裁判所による命令を求める。

請求の理由

第1 再審請求における証拠開示の権利性と必要性

1 証拠開示の権利性

我が国の刑事再審は、憲法第39条の「二重の危険」の法理に基づいて、旧刑事訴訟法に規定されていた被告人に不利益な再審を廃止したものであり、利益再審しか認めていないことや、検察官にも被告人に利益となる方向での再審請求権を認めていることから、無実の者を救済する人権保障のための手続きと解されている。刑事手続きにおいて人権保障を全うするためには、デュープロセスが保障されることが不可欠であり、再審においてもデュープロセスの保障が及ぶことは当然である（田宮裕・刑事訴訟法新版503頁、同「刑事再審制度の考察—再審理由の理論的検討—」一事不再理の原則 304頁、317頁以下）。

そして国家権力を背景に強大な捜査権限を持つ検察官と比較して、何の捜査権限も持たず、著しく証拠収集能力が劣る一私人に過ぎない請求人が、刑事手続きにおいて検察官と争っていくためには、請求人や弁護人が捜査機関の収集した証拠にアクセスできるようにすること、かかる権利を請求人や弁護人に付与することが、デュープロセスの保障のために不可欠である。

再審請求手続きにおける証拠調べ手続きの方法について刑事訴訟法には明文の規定がなく、証拠開示手続きについても規定がない。

しかし規定がないことはこれを否定する趣旨でないのは当然であり、無実のものを救済する人権保障のための制度である再審請求手続きにおいて、デュープロセスの保障を全うするためには、請求人や弁護人に捜査機関の収集した証拠にア

クセスする権利が認められるべきである。(指宿信「再審請求審における未提出証拠の開示(下)」季刊刑事弁護68号188頁～189頁)

2 証拠開示の必要性

過去に再審開始決定が確定し無罪判決が下された著名な冤罪事件をみると、公判未提出証拠の中に確定判決の事実認定と矛盾する証拠が多々含まれていたものの、検察官がこれらの証拠を開示せず、隠していたために、有罪判決が維持された事例が多くある。そして再審請求審においてこれらの証拠が弁護人に開示され、開示された証拠が再審開始決定の理由となる新証拠となっている。具体例を挙げれば、弘前事件・松山事件・免田事件・財田川事件・徳島ラジオ商殺し事件・梅田事件・足利事件、布川事件など枚挙にいとまがない。

最近の再審開始事例では、検察官が異議申立てをしたために確定していないものの福井事件(名古屋高裁金沢支部刑事部平成23年11月30日決定)も同様である。

これらの事件において、もし検察官が不利な証拠を隠したまま開示を行わなければ冤罪を晴らすことができなかつた可能性が高く、再審請求において証拠開示の必要性が高いことは明らかである。

3 通常審における証拠開示の明文化と再審手続への影響

裁判員裁判制度の導入により新たに規定された公判前整理手続(刑事訴訟法第316条の2乃至同法第316条の24)において、類型証拠開示(同法第316条の15)や主張関連証拠開示(同法第316条の20)という証拠開示の手続が明文で規定された。

公判前手続における証拠開示制度は、単に裁判手続の効率性のみを目的にしたものではなく、検察官と被告人・弁護人との証拠収集能力についての決定的な差異があることを前提として、デュープロセスの保障の観点からそのような両当事者間の証拠収集における格差を是正し、裁判の公正を図り、冤罪を防止することを究極の

目的としている。

かかる観点から東京高等裁判所の裁判長であった門野博裁判官は、再審事件においても「もし、その事件において、公判審理の段階で、今回の新法による公判前整理手続等が行われ、証拠開示が行われたとすれば開示されたであろう証拠」については証拠開示が為されてしかるべきであり、その新証拠について証拠開示が求められれば検察官が積極的に対応し、裁判所としても同様の方向で調整に当たるべきである（門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判所例と今後の課題」原田國男判事退官記念論文集「新しい時代の刑事裁判」159頁～160頁）という見解を述べている。

但しこの見解は、公判前整理手続等が行われていなかった事件について、「公判前整理手続等が行われ、証拠開示が行われたとすれば開示されたであろう証拠」についてだけ開示を認めるものであり、実際に公判前整理手続等が行われた場合に手続きの経過によってどのような証拠が開示されるのかが異なることなどから、開示される証拠の範囲が明確でない。

デュープロセスの保障の観点から再審請求手続きにおいて証拠開示が認められなければならないとする原理原則の指摘は正当であるが、開示される証拠の範囲を限定すべきではない。

4 本件における特殊性

本件は、1949年1月に新刑事訴訟法が施行されて間がない同年9月に第1回公判が開かれた大型の刑事否認事件であった。

現在であれば捜査機関が作成した関係者の供述調書について、検察官が証拠調べ請求し、それを弁護人に開示し、供述調書が不同意になった場合に、関係者の証人尋問を請求するというのが一般的な方法である。

ところが本件では、捜査機関が作成した関係者の供述調書について、検察官は証拠調べ請求も証拠開示も一切行わず、直接関係者の証人尋問を請求している。

したがって弁護人には捜査機関が作成した関係者の供述調書が、全くと言ってよいほど開示されていない。

加えて当時の刑事訴訟法には証拠開示についての明文の規定がなく、証拠開示に

関する判例の積み重ねもなかったため、弁護人から裁判所や検察官に対して捜査機関の収集した証拠を開示するよう求める申立ては行われていない。

本件の裁判以後、証拠開示に関して下級審のレベルで多くの判例が出され、昭和44年4月25日最高裁決定が、「証拠調の段階に入った後、弁護人から、具体的必要性を示して、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合、裁判所は、事案の性質、審理の状況、当該証拠の種類及び内容、閲覧の時期、程度及び方法、その他諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防御のために特に重要であり、かつこれにより罪証拠隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認められるときは、その訴訟指揮権に基づき検察官に対し、その所持する証拠を弁護人に閲覧させることを命ずることができる。」と判示したのは、周知のとおりである。

本件では証拠開示がほとんど行われないうまま訴訟手続きが進行して判決が確定したのであって、竹内景助の無罪を裏付ける重要な証拠や、検察官にとって不利益な重要な証拠が隠されたまま一切開示されなかった可能性が非常に高い。

したがってデュープロセスの保障の観点からすれば、本件において請求人や弁護人に捜査機関の収集した証拠にアクセスする権利が認められるべきこと、かかる権利を認めるべき必要性が特に高いことは明らかである。

第2 第2車輻のパンタグラフの上昇について

1 開示を求める証拠

、及び の供述が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）

2 開示を求める理由

弁護人らは再審請求書25頁以下において、曾根鑑定書に基づき犯人が無人電車を発車させるにあたって、第1車輻のパンタグラフだけでなく、第2車輻のパンタグラフも上昇させていたことを明らかにした。

三鷹駅信号係だった は、本件車輻が暴走中に2つのパンタグラフが上昇していたことについて、「目の前に架線のセクションがあるので、それによってスパークしたので」「パンタグラフは上がっているように思います。」「前の方で

述が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、捜査官の取調べメモ等）について証拠開示を求める。

第3 目撃証言の信用性について

1 開示を求める証拠

○の供述内容が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、捜査官の取調べメモ等）

2 開示を求める理由

○の弁護人は再審請求書 36 頁以下において、事件当夜に竹内を見たとの証言に全く信用性がないことを明らかにした。そしてまたこの坂本証言については、捜査機関から強い誘導を受け、特段の記憶のないところに「竹内を目撃した」という供述を創作させられたのではないかという強い疑いがあることも述べた。

しかるところ、第1の4のとおり、本件では、関係者の供述調書の開示がなされず、直接に関係者の証人尋問が実施されたため、○の供述の経過は弁護側に明らかにされていない。このため、○が竹内を目撃したという供述を当初からしていたのか否かについても弁護側には明らかでない。

公判における○の目撃証言の信用性を判断するには、○が初期供述から一貫して竹内に言及していたのか、それとも竹内について徐々に言及するようになっていったのか等の供述経過を把握する必要がある、その内容によっては、捜査機関による強い誘導によって目撃証言が形作られたことが明らかになる可能性がある。

そして、そもそも現在の刑事訴訟実務において、目撃証人の供述調書が弁護側に全く開示されないなどということとはあり得ない。しかも本件の場合、○の目撃証言は唯一の状況証拠であってその信用性の帰趨は確定判決の証拠構造に決定的な影響を与えるものである。「布川事件」においても、再審請求審において新たに開示された目撃供述の調書が再審開始の結論に大きく寄与していたことが想起されなければならない。

よって、 の供述内容が記載された書面の開示は必要不可欠である。

第4 竹内景助の初期供述について

1 開示を求める証拠

- ① 竹内景助（以下「竹内」という。）の供述内容が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、捜査官の取調べメモ等）のうち、未だ開示されていないもの
- ② 竹内に対する取調の状況が記載されている一切の書面（取調時刻・時間の分かる留置人出し入れ簿も含む）

2 開示を求める理由

竹内の供述調書については、検察官調書がある程度開示されていることは記録上認められるが、いわゆる員面調書が記録上見あたらない。また、取調時に捜査官が取調べメモを作成していることは自明であるところ、そのような書面も開示されていない。

竹内は本件について刑事訴追される過程において、当初強く否認していた自身の供述を7回も変転させており、その変転がなぜ生じたかについて弁護人らは再審請求書で明らかにしたが、竹内の全ての供述録取書等が明らかになることにより、かかる分析の正しいことが裏付けられる可能性がある。

よって、竹内の供述録取書等の開示は不可欠である。

第5 針金の採取経過について

1 開示を求める証拠

進駐軍の検査のために針金が拾い集められた経緯や針金の発見場所を示す捜査報告書

竹内が200本の針金から8本の針金を特定して選び出した経過が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、捜査報告書等）

2 開示を求める理由

(1) 証拠の存在

確定審判決において、コントローラーハンドルの解錠に用いられたとされる針金は、それ自体は証拠として提出されていない。他方で、確定審の第1審第14回公判において、構内で発見されたとされる針金200本が法廷に顕出され、その中から竹内が「この位の針金」と述べた8本の針金(14、39、91、108、155、180、181、185番)だけが裁判所に領置された。

これら200本の針金を、構内で捜索して発見した場所を記載した検証調書を朗読した際に、川口検事は「ちょっと説明しますが、廃品ブロック置き場に8月16日に進駐軍が検査に来るので針金を拾い集めたということがわかったので、その方を調べたのであります。」と付言している。

そうすると、これらの針金は、捜査機関が独自に採取したものではなく、進駐軍の検査のために拾い集めたものを押収したものである可能性があり、どのような目的と経緯でそのようなことがなされたのか、不可解である。この説明からすると、これらの針金がどのようにして押収されたのか、「進駐軍の検査」によって針金が拾い集められた経緯を示す捜査報告書が作成されている可能性がある。

次に、200本の針金から上記8本の針金を特定して選び出したのが竹内であるならば、その経過を記載した竹内の員面調書・検面調書等が存在する可能性がある。

(2) 証拠調べの必要性

竹内は、構内検査係として現場近くの作業場に、コントローラーを解錠する鍵が存在することを知悉しており、電車を暴走させるのであれば、それを取りに行き行って使用すれば容易に電車を動かすことができたはずであり、そもそも竹内が犯行の直前に電車区構内の現場付近の暗がりでは針金を拾って、コントローラーハンドルの解錠に用いたとされる点は、きわめて疑わしいと言わざるを得ない。まして竹内は、構内に針金落ちていることは絶対にないと主張し、第1次再審請求でも強く訴えている。このように、200本もの針金が構内に落ちて

いたという検察官主張は非現実的であり、作為的であり、針金の発見場所と発見過程についての証拠開示が不可欠である。

そこで、これらの針金が採取されたとされる経過を明らかにすることは、竹内が針金を電車区構内で拾ったとされる事実認定を覆すための、有用な証拠となる。

また、竹内が「この位の針金」なら解錠できるというだけの説明で、8本の針金を特定したことは、経験則に照らして、容易に理解しがたい。竹内は上告以降、針金による本件犯行を否認している。そこで、いかなる取り調べを経て、8本の針金を犯行に用いた針金と類似していることを供述するにいたったのかを検討することは、竹内の自白の虚偽性を明らかにするために必要性が大きい。

第6 紙紐の発見経過について

1 開示を求める証拠

紙紐の発見場所や発見に至った経過、状況を示す捜査報告書等

2 開示を求める理由

竹内が本件犯行において、コントローラーハンドルの固定に用いたとされる紙紐は、電車の運転室内で発見されたものとされているが、その発見時の状況の詳細は明らかにされていない。検証調書に添付された写真によれば、事故後の運転室内にはおびただしい破片や塵埃が集積されている。その中から発見されたとされる紙紐が、犯行における重要な道具として使われ、衝突によって偶然切れて周辺に落ちたというのが捜査機関の描く事実経過であれば、紙紐3片が、どこでどのような状況で発見されたのかについて、捜査報告書等によって証拠化されているはずである。

マスコンの上にあるコントローラーハンドルを縛っていたという紙紐が、衝突によって3片に切れたという事実認定の不合理性を明らかにするためには、これらがどこで、どのように発見されたのかを検討することが不可欠である。

第7 紙紐の鑑定経過について

1 開示を求める証拠

紙紐の鑑定に関する捜査報告書及び西山鑑定人の供述調書

2 開示を求める理由

西山鑑定書は、この紙紐が結ばれていた状況と、これが3片に切れた状況を鑑定によって再現しているが、その鑑定経過や鑑定の結論に至る理由の説明はまことに簡略であり、証言を含めて検討しても、どのような鑑定経過と理由、根拠によってこのような結論に至ったのかその説明が甚だ不十分である。

紙紐によってコントローラーハンドルを固定することの不合理性、これが偶然に3片に切れたという経過の不自然性について明らかにするためには、この鑑定の経過、内容について記載された捜査報告書や西山鑑定人の供述調書などを得て再度検討することが不可欠である。

第8 最後尾車両の前照燈について

1 開示を求める証拠

の供述内容が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）

三鷹電車区の構内運転手の運転方法について記された一切の書面（三鷹電車区の構内運転手の供述調書、報告書、運転指示書、取調べメモ等）

2 開示を求める理由

本件車輛が暴走時に、最後尾車両の前照燈が点灯したことは証拠上明らかな事実であるが、 は第11回公判において、同人が1番線に本件車輛を入庫させた時に前照燈が付いていたかどうか記憶がないと証言しているところ、弁護人らはこの点について次のように主張した（再審請求書77頁）。

「 が本件車輛を1番線に入庫させた時に日が照っていて明るかったこと、ほぼ同じ時間に本件車輛を運転した 証人が、運転室の室内燈が点灯していた（前照燈が切になっていたことを意味する）と証言していること、 の証言が日常的に、習慣的な行動に関する記憶としては、曖昧に過ぎることなどを考慮すれ

ば、 が1番線に入庫させた時に第7車輛の前照燈は切位置になっていたと考
えるべきである。

そうだとするとこの事実は竹内が単独犯行で、第1車輛の運転台で操作を行って
本件車輛を暴走させたという自白と大きく矛盾するのであり、竹内自白の信用性や
これに沿った確定判決の事実認定に疑問を提起するものというべきである。」

が1番線に入庫させた時に第7車輛の前照燈が切位置になっていた事実
をより明らかにするためには、 の捜査段階の供述調書の開示を受けることが
不可欠である。 が事故直後の記憶の鮮明な段階において、本件車輛を一番線
に入庫させたときに前照燈が切位置になっていたかどうかについて、明確な供述を
している可能性が高いからである。

その他捜査機関は、構内運転手が日の照っている時間帯に前照燈を付けて構内を
運行することが一般的なのかどうかについて、 以外の構内運転手からも事情
聴取したり、構内運転手に対する運転方法の一般的な指示が記された書面などを入
手している可能性もある。

よって弁護人らは、 の供述内容が記載された報告書等一切の書面及び三鷹
電車区の構内運転手の運転方法について記された一切の書面について、書庫開示を
求める。

第9 アリバイ関係について

1 開示を求める証拠

及び事件当時に共同浴場に居合わせた同僚らの供述が記載
された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）

の供述が記載された一切の書面

（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）

停電の時刻に関する記録や帳簿類

アリバイ事実に関する捜査報告書

2 開示を求める理由

（1）証拠の存在

再審請求書78頁以下に詳述したとおり、竹内には本件犯行当時、電車区構内の共同浴場で入浴しており、これを複数の同僚らが目撃している。このアリバイの事実は、竹内が本件に関わっていなかったことを示す重大な事実であるから、捜査機関においても強い関心を払っていたはずである。竹内自身が取り調べを通じてこの事実を訴えていたから、捜査機関はその裏付けの有無を捜査しなかったはずがない。

第1次再審請求において、新証拠として、及び の供述書が提出されたが、この2人のアリバイ証人については、当然捜査機関においても取り調べを行ったものと考えられる。したがって捜査段階におけるこれらの員面調書、検面調書が存在するはずである。

そのほかにも、竹内及び 二人の供述によって、共同浴場に居合わせた同僚らの存在が浮上したはずであり、これらについても同様に取り調べがなされた可能性が大きい。

次に、アリバイ事実の論証には、停電の存在やその回数、時刻を特定することが必要だが、そのための証人は国鉄の送電施設関係者であり、確定審第1審(第9回)においても の各証人が証言している。これらの証人についても、捜査段階の員面調書、検面調書が存在するはずである。あるいは、事件当時の停電・通電に関する国鉄内の記録や帳簿等の書類が押収されている可能性がある。

さらに、こうしたアリバイ事実の存否に関して、裏付けのための捜査報告書が作成された可能性がある。

(2) 証拠調べの必要性

これらの証拠が、確定審ないし捜査段階から存在していることが明らかになれば、竹内のアリバイ供述の信憑性は一層明らかとなり、再審開始のための重要な新証拠となりうる。

第10 真犯人が他に存在することについて

1 事故当日、 が本件について事前に聞いていた事実

(1) 開示を求める証拠

本件事故当時、中野駅の丸通に勤めていた が本件について事前に聞いていたことに関する供述調書及びこれに関する捜査報告書

(2) 開示の必要性

第10回公判で検察側の証人に立った は、中野の丸通に勤めていた甥の から、事故当日の2時ごろ、中野電車区で、「今晚三鷹に大事故をこしらえる」という話を聞いたことを証言した。

こうした情報が事前にあったことを重視して捜査機関は本件が共産党による組織犯罪だと決め付けて捜査を開始したものと思われるが、それに合わせるように竹内が一人で思いつきのように本件を起こすなどということはありません。

が誰からどのような内容の話を聞いたかを具体的に明らかにすることによって、三鷹事件が何らかの謀略機関ないしは組織がそのようなウワサを流し、それを端緒に共産党を弾圧したとしか考えられず、事件の背景や真相を究明し、竹内が真犯人でないことを明らかにするために、開示の必要性は高く、事件の背景を明らかにするためにも開示されるべきである。

2 事故翌日に犯行態様を写真で具体的に示す

(1) 開示を求める証拠

読売新聞1949（昭和24）年7月17日に掲載された本件事故の発進の状態だとして運転席のコントローラーを紐で固定した状態を写した写真の原画、それについての捜査報告書及びそれを裏付けるとされる三鷹駅信号手、踏切番など関係者の供述調書

(2) 開示の必要性

読売新聞は1949（昭和24）年7月17日に「無人電車のトリック」という見出しを付け、「捜査本部ならびに国鉄当局では事故当夜の深更から現場の

事故電車を中心に三鷹駅信号手、踏切番などの関係者を招集、事情聴取したが、事故電車の運転ハンドルが発進位置におかれたままヒモで固く結び付けられていることが判明した。ハンドルは発進位置におしつけておかないとスプリング仕掛けで逆転し、やがて停車するのでこれを防ぎ電車を突っ走らせるためのトリックとみられ、事故は計画的な犯行であることが決定的になった」と報じた（新証拠24の2）。

「事故電車の運転ハンドルが発進位置におかれたままヒモで固く結び付けられていることが判明した」という事実は、ヒモが三つに分断されていたとする本件確定判決の認定およびこれを支える証拠物の形状とは全く異なり、極めて重要である。証拠開示の必要性が高いことは明らかである。

3 暴走電車から飛び降りた者および電車内を移動する人物の存在

(1) 開示を求める証拠

本件の暴走する電車から飛び降りた男を目撃した者の供述が記載されている一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）

(2) 開示の必要性

朝日新聞は1949（昭和24）年7月17日、「飛び降りた男を目撃」という見出しを付けて、三鷹事件合同捜査本部が、「無人電車から飛び降りた男の目撃者が数人出ている」ことを発表したことを報じ（新証拠24の3）、さらに7月20日には、「車内に人がいた」という見出しの下に、三鷹署に「中央線一通勤者より」という匿名の投書があったことを取り上げ、その内容として「客室内を後方から前方へ（西から東へ）一人の男がひどくあわてた様子で走っているのをチラッと見うけた。黒のヒサシ帽、白シャツを着て、前ボタンをはだけていたように思う。途中一度後方を振り返り、左手に何かを引きずっていたようだ。中肉中背、少しやせ型かもしれない。年齢二十七、八歳」と記載されていたと報じた（新証拠24の4）。

暴走する電車の中から男が飛び降りたという情報があれば、捜査機関としてその

事実を追及し、事件との関連を捜査しないはずはない。

また三鷹署に「中央線一通勤者より」という、匿名ではあるが（後にその氏名は判明している）、これほど具体的でリアルな状況を目撃した投書があったというのであるから、捜査機関がこれを手掛かりに犯人の特定と検挙に最大の努力をするのが、いわば常道といってよいであろう。

そうであれば、これらの目撃者の供述調書ないしは捜査報告書および飛下りた男に関する捜査報告書ならびに供述調書が存在することは明らかで、これだけでも確定判決が認定している竹内単独犯行説が間違っていることになることから、開示の必要性は高く、事件の真相を明らかにするためにも開示されるべきである。

4 現場付近の合図所横に事件関係者と思われるものの存在

(1) 開示を求める証拠

本件事件現場近くの陸橋上から、事故直後に、合図所の横に不審人物がいたことを目撃した4人の供述が記載されている一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）

(2) 開示の必要性

読売新聞は1949（昭和24）年7月20日に「四人の目撃者 合図所に怪人物」という見出しで、「六三型電車の停車位置から50メートル離れた陸橋か上で電車が動き出し暴突に至るまでの模様を逐一見届けた四人の目撃者があった」と報じ、陸橋のすぐ近くに住んでいる目撃した4人の氏名、年齢と、二人の顔写真を掲載した（新証拠24の5）。

その目撃者の話は極めて具体的で、「目の下にある合図所の左側に40位、真白い開襟シャツを着た黒ズボンの駅員らしい人がうろうろしているのを発見しました」「その内、騒ぎが大きくなり、怪しい男はいつの間にか姿を消していました」と語っていたことを明らかにしている。

捜査機関が事件を解明するために、これら4人の目撃状況について注目しな

いはずはなく、そうであればそれらの者の供述調書ないしは捜査報告書が存在することは明らかで、これによっても確定判決が認定している竹内単独犯行説が間違っていることになることから、開示の必要性は高く、事件の真相を明らかにするためにも開示されるべきである。

5 事件に用いたとされる物の存在

(1) 開示を求める証拠

本件事故後に運転席で発見されたコントローラーの鍵、同鍵の発見の状況が記載された報告書、同コントローラーや同鍵について国警科学捜査研究所への鑑定や分析などの依頼書、同研究所の鑑定や分析結果等が記載された一切の書面

(2) 開示の必要性

1949（昭和24）年7月22日の毎日新聞は、「コントローラーの鍵発見」という見出しの下に、「捜査当局では運転席にあった古くぎと、紙ひものほかに更にコントローラーのカギ穴に始動用のガギが差込まれたまま残っていたのを、二十一日国警科学捜査研究所へ送り検査を開始したが、このカギは電車を動かすためのコントローラーを操作する場合、絶対に必要なもので、これについては二十日の捜査会議で岩井国警本部銃器課長が説明した考えられる五つの場合の電車を動かす方法のうちコントローラーを用いない他の四つの方法はこれまでの調査でいずれも否定されたもので、犯人はコントローラーの側面にあるカギ穴にこのカギを差込み自由に動くようにした上、全速の位置で紙ひもと古くぎで固定し、パンタグラフをあげ、発進させたという基本線の確証があがったわけである。このカギは長さ一寸五分、幅三分位のもので、運転士と検査修繕係員が予備と合わせて各二個を常時持っているものである」と報じている（新証拠24の6）。

この新聞報道の内容は、国警科学捜査研究所が明記されていることから分かるように、単なる憶測で書かれたものではなく、事実であると考えるのが合理的である。

そうであれば、確定判決が認定している竹内の犯行態様とは全く異なっていることから、(1)に記載した証拠を開示する必要性はきわめて高く、事件の真相を明らかにするためにも開示されるべきである。

6 指紋の検出とその検査結果

(1) 開示を求める証拠

本件について捜査機関が運転席等で指紋を採取した状況とその照合結果について記載された報告書及びこれに関する鑑定書、その他一切の書面

(2) 開示の必要性

1949(昭和24)年7月24日の朝日新聞は、「三鷹事件 運転者目星つく“五つの指紋”から解決か 新容疑者近く逮捕」という記事を掲載し、「当局の捜査線上に現れた新事実は次のようなものである」として、「運転台から採った指紋のうち事件に関係があると見られるもの五通りがある。重要な傍証となるので、目下三鷹電車区内から数十人の指紋をとって照合中で、当局が推定する容疑圏内の人物の指紋とどれかが合致すれば、この点からも新容疑者逮捕は迅速に実現するものと見られる。またこの五つの指紋が、共犯者数人説を立証することになるかも知れない」などと報じた(新証拠24の7)。

本件のような事件の場合、犯人を特定するために犯行の際に手で触れたと思われる箇所に指紋がついていないかを確認し、それを採取し精密に調べることは、初歩の初歩であり、絶対にすべきことである。

本件でも上記の新聞報道のとおり、運転台から事件に関係があると見られるもの五通りの指紋が発見されたということである。本件の犯行が確定判決の認定どおりであれば、その中に竹内の指紋が発見されないはずはない。

竹内が本件の真犯人でないことを明らかにするために、運転台から採取した指紋およびこれに関する状況報告書等を開示する必要性はきわめて高く、開示されるべきである。

7 竹内が本件のような犯行を犯す状況には全くなかった事実

(1) 開示を求める証拠

竹内が国鉄を解雇された後の竹内家の生活状況や竹内の生活態度についての妻、政の供述が記載された一切の書面、及び逮捕される前に竹内が消防庁の採用試験を受け、優秀な成績で合格したとして、逮捕後に消防庁外事課から竹内家に届けられた採用通知書

(2) 開示の必要性

竹内は当時、5人の幼い子供を抱えており、三鷹事件が発生した翌日の7月16日に区長室で整理解雇通知書と退職金1万1千円を受け取った後、家族を養うために納豆とキャンデーを仕入れて、それを元職場や近所で販売して廻っていた。逮捕された8月1日もその途中であった。

また、竹内は、早急に再就職する必要があったことから、直ぐに新たな就職先を探しており、7月17日には日比谷公園内にある消防庁外事課の採用試験を受け、75人の受験者中3番で合格し、戸籍謄本を提出する準備中に逮捕された。その合格通知は、妻の政から捜査当局に提出されている。

捜査当局が、本件のような犯行を犯したと考えたからには、竹内の妻政から動機や犯行後の生活態度などを詳しく聞いて供述調書を作成していることは言うまでもないであろう。

犯行前後の生活実態からして竹内が本件のような犯行を行なう理由も状況も全くなかったことを明らかにするために、妻の供述調書および消防庁外事課から竹内家に届けられた採用通知書を開示する必要性があり、開示を強く求める。

以 上

別紙目録

1. 〃の供述が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）
2. 〃の供述内容が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、捜査官の取調べメモ等）
3. 竹内景助の供述内容が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、捜査官の取調べメモ等）のうち、未だ開示されていないもの
4. 竹内景助に対する取調の状況が記載されている一切の書面（取調時刻・時間の分かる留置人出し入れ簿も含む）
5. 進駐軍の検査のために針金が拾い集められた経緯や針金の発見場所を示す捜査報告書
6. 竹内景助が 200 本の針金から 8 本の針金を特定して選び出した経過が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、捜査報告書等）
7. 紙紐の発見場所や発見に至った経過、状況を示す捜査報告書等
8. 紙紐の鑑定に関する捜査報告書及び西山鑑定人の供述調書
9. 〃の供述内容が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）
10. 三鷹電車区の構内運転手の運転方法について記された一切の書面（三鷹電車区の構内運転手の供述調書、報告書、運転指示書、取調べメモ等）
11. 〃及び事件当時に共同浴場に居合わせた同僚らの供述が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）
12. 〃の供述が記載された一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）
13. 停電の時刻に関する記録や帳簿類
14. アリバイ事実に関する捜査報告書
15. 本件事故当時、中野駅の丸通に勤めていた、〃が本件について事前に聞いていたことに関する供述調書及びこれに関する捜査報告書
16. 読売新聞 1949（昭和24）年7月17日に掲載された本件事故の発進の状態だとして運転席のコントローラーを紐で固定した状態を写した写真の原画、それについての捜査報告書及びそれを裏付けるとされる三鷹駅信号手、踏切番など関係者の供述調書

17. 本件暴走する電車から飛下りた男を目撃した者の供述が記載されている一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）
18. 本件事件現場近くの陸橋上から、事故直後に、合図所の横に不審人物がいたことを目撃した4人の供述が記載されている一切の書面（供述書、供述録取書、供述を記載した捜査報告書、取調べメモ等）
19. 本件事故後に運転席で発見されたコントローラーの鍵、同鍵の発見の状況が記載された報告書、同コントローラーや同鍵について国警科学捜査研究所への鑑定や分析などの依頼書、同研究所の鑑定や分析結果等が記載された一切の書面
20. 本件について捜査機関が運転席等で指紋を採取した状況とその照合結果について記載された報告書及びこれに関する鑑定書、その他一切の書面
21. 竹内景助が国鉄を解雇された後の竹内家の生活状況や竹内景助の生活態度についての妻、政の供述が記載された一切の書面、及び逮捕される前に竹内景助が消防庁の採用試験を受け、優秀な成績で合格したとして、逮捕後に消防庁外事課から竹内家に届けられた採用通知書